

平成27年度実施施策に係る政策評価書

(内閣府27-10(政策3-施策⑥))

政策名	経済財政政策の推進					
施策名	競争の導入による公共サービスの改革の推進(公共サービス改革基本方針含む)					
施策の概要	公共サービス改革基本方針改定に関する事務に加え、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(公共サービス改革法)の着実かつ適正な運用を図るため、官民競争入札等の対象事業を実施する各省庁や地方公共団体に対する支援を含め、実務上生じる様々な課題についての調査・検討を行い、指針等を作成するなど、競争の導入による公共サービスの改革の推進を行う。					
達成すべき目標	公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、国の行政機関等又は地方公共団体がその事務又は事業の全体の中で自ら実施する公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現する。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	27	22	20	18
		補正予算(b)				
		繰越し等(c)				
		合計(a+b+c)	27	22	20	
執行額(百万円)	18	16	15			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	経済財政運営と改革の基本方針について(平成27年6月30日閣議決定)					

測定指標	対象事業数に占める新プロセス等への移行割合	基準値	実績値					目標値	達成
		25年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	達成
		8%	-	3%	8%	20%	32%	34%	
	年度ごとの目標値		-	-	-	17%	26%		
	法の目的である、競争性が確保され、良質かつ低廉な公共サービスを実現できた事業を「新プロセス」等と位置付けている。具体的には一者応札だった事業が複数応札となる点、競争原理が機能したことにより対象公共サービスの質が維持向上した点、また、経費削減効果が認められた点を評価している。 注)平成29年度に評価実施予定であったところ、本施策は内閣府より総務省へ移管することとなったことから、平成27年度目標を新たに上記の通り定め評価を実施した。								
	当該年度における新プロセス等への移行割合	基準値	実績値					目標値	達成
25年度		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度	達成	
28%		-	27%	28%	74%	56%	30%		
年度ごとの目標		-	-	-	30%	30%			
注)平成29年度に評価実施予定であったところ、本施策は内閣府より総務省へ移管することとなったことから、平成27年度目標を新たに上記の通り定め評価を実施した。									

参考指標	1 新プロセス等へ移行した件数	実績値						
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
			8	23	55	89		
	2 当該年度に新プロセス等へ移行した件数	実績値						
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
			8	15	32	34		
3 当該年度に審議した件数	実績値							
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度			
		30	54	43	61			

目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成	
	(判断根拠)	移管に伴い計画途中の評価ではあるが、当該年度における新プロセス等への移行割合については26・27年度は目標を達成している。

評価結果	施策の分析	<p>(有効性、効率性) 官民競争入札等監理委員会は、「透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現する」(公共サービス改革法第3条)を目的として、不必要な入札条件の有無、受託事業者にとって情報の開示が十分かといった観点から入札実施要項(いわゆる仕様書)を審査し、競争性の改善を促している。これまで347件の事業が法の対象となっており約217億円の経費削減効果があった。 それらのうち競争性が改善され、上記法の理念を達成した事業を、本政策評価の基準である「新プロセス」等と位置付けているところ、上記のとおり、当該年度における新プロセス等への移行割合については目標を超えて推移しており、当委員会の活動は有効に機能しているといえる。</p> <p>(課題等) 上記のとおり目標は達成している一方、競争性や価格等に課題が残った事業(具体的には市場化テスト後も一社応札であった事業や経費削減効果が認められなかった事業)については、再度市場化テストを実施している。前回事業において目標を達成できなかった原因を分析し、その内容を次期事業に反映させるなどして、一層当委員会の目的を達成できるよう努力してまいりたい。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現すべく、監理委員会審議の更なる充実・効率化に努めるため新プロセス等への移行を推進するなど、引き続き、競争の導入による公共サービスの改革の推進を行っていく。</p> <p>【測定指標】 測定指標については、来年度も引き続き、競争の導入による公共サービスの改革を推進していく必要があり、その推進に向けた取組状況を定量的に把握できることが重要であることから、①現在の対象事業のうち新プロセス等への移行が認められた割合及び②当該年度に評価を行った事業のうち新プロセス等への移行が認められた割合を設定することとする。なお、新プロセスとは、公共サービス改革法の対象となった公共サービスについて、内閣府の行う評価において確保されるべき質に係る達成目標が概ね達成され、経費削減の面で効果をあげているなど良好な実施結果が得られた場合、監理委員会の関与を軽減等して事業を行うことを認めるものである。新プロセス等への移行が認められた事業が、すなわち良質かつ低廉な公共サービスが実現できた事業と考えられるため、これを指標として設定する。 なお、新プロセス等については、各事業の実施状況に基づき判断するため、安定的な評価を行うためには一定の期間を要すること、また公共サービス改革法の対象となった公共サービスは、事業期間の終了に合わせて評価を行うまでに平均して3年程度はかかることから、政策評価についても3年間での評価とする。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	特になし
-----------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	公共サービス改革基本方針(平成27年7月10日閣議決定)等 内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律(平成27年9月11日公布、法律第66号)により平成28年4月に総務省へ本業務は移管される。
---------------------------	--

担当部局名	政策統括官(経済社会システム担)	作成責任者名	参事官 新田 敬 師	政策評価実施時期	平成28年3月
-------	------------------	--------	------------	----------	---------